



京丹後市地域防災計画 修正概要

令和7年2月

京丹後市

計画の概要

目 的

京丹後市地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき、市防災会議条例に定める委員によって構成される「京丹後市防災会議」が作成する計画である。

この計画は、市内において災害の発生により生じる市民等の生命、身体及び財産等に対する脅威や損害を軽減するため、予防・応急対策・復旧・復興計画を定め、安全で安心して暮らせるまちの実現をめざすものである。

計画の修正

市地域防災計画は、災害対策基本法等の関係法令の改正による国や府の防災計画等と整合を図り、これまでから修正を加えてきている。

今回の修正は、京都府地域防災計画の改正、さらには京丹後市における防災施策等を踏まえた内容としている。

主な修正概要①

1 京都府地域防災計画の改定を踏まえた修正

- (1) 令和5年台風第7号の検証を踏まえた伐採木の除去による流木の防止等  6

• 伐採木の除去による流木の防止等について追記

- (2) 令和5年台風第7号の検証を踏まえた農地等の早期復旧  7

• 農地、農業施設の復旧にあたって、査定前着工制度の活用について追記

- (3) 多様な視点での防災対策意見交換会を踏まえた情報の正確性の確認  8

• 災害発生時における的確な行動について、災害に便乗した詐欺メール等の誤った情報に注意し、情報の正確性について確認することを追記

主な修正概要②

2 京丹後市の防災施策を踏まえた修正

(1)令和6年能登半島地震の検証（内閣府）を踏まえた井戸の活用

 9

- 地域防災力の強化を目指し、災害用井戸の活用に向けた取り組みについて追記

3 時点修正

市の組織改編、災害履歴・気象など、最新データに更新（資料なし）

1 京都府地域防災計画の修正を踏まえた修正

(1)令和5年台風第7号の検証を踏まえた伐採木の除去による流木の防止等

【背景】

台風第7号では、治山施設等の未整備箇所を中心に、普段は水の流れの少ない小流域の谷筋において急激に流量が増加し、谷筋が大きく侵食された結果、不安定となった山腹斜面が崩壊し、樹木を巻き込み土砂とともに下流へ流出したものが多くあり、被害の拡大につながった。

【内容】

山地災害からの復旧や今後の豪雨等による被害からの未然防止を図るため、府と連携し、伐採木の除去及び倒木のおそれのある危険木の事前伐採等を促進するとともに、災害が発生した場合には二次災害の防止対策等を行う。

台風第7号による被害状況



写真：【左】福知山市大江町蓼原地区
【右】福知山市大江町南三地区
(福知山市提供)

市の主な取り組み

- ・ 京都府豊かな森を育てる府民税を活用し、危険木又は堆積土砂の除去等により災害の未然防止を図る。
- ・ 溪流下地域での溪岸浸食が激しく、土石流等の発生する危険性がある地域において、京都府と連携し、流木の除去及びダムを設置等の予防的な対策を強化する。
- ・ 二次災害の発生を未然に防ぐため、施設等の点検及び応急措置、市民への避難の呼びかけを速やかに行うとともに、具体の対策が講じられるまでの間についても十分な情報発信・注意喚起に努める。

【計画への反映】

集中豪雨対策に関する計画、農林水産施設応急対策計画

新旧対照表 (ページ番号)

一般計画編	6、14
震災対策計画編	—

1 京都府地域防災計画の修正を踏まえた修正

(2)令和5年台風第7号の検証を踏まえた農地等の早期復旧

【背景】

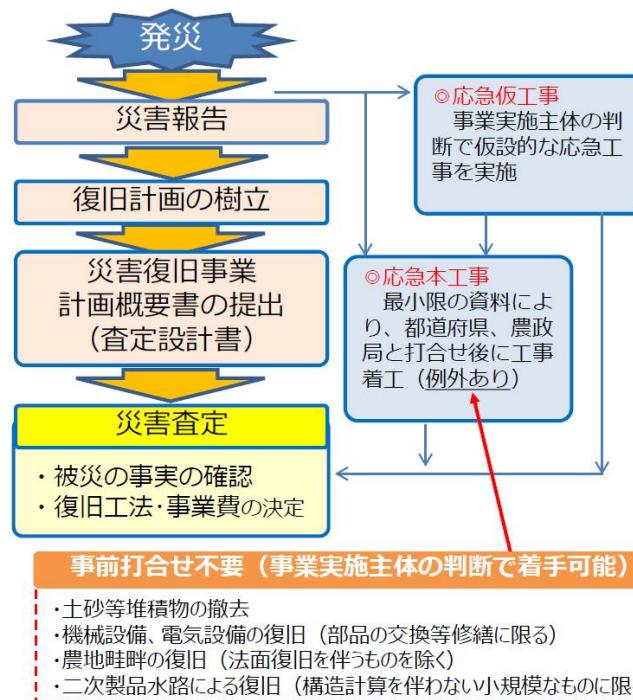
台風第7号では、パイプハウスの被災、水稻の倒伏、鳥獣侵入防止柵をはじめ収穫期前の農地や農業用施設への被害が多数発生したことから、その復旧に時間を要し、農業者の生活に影響を及ぼした。

【内容】

府と連携し、農地、農業用施設等の被災状況を早急に調査し、農業者に必要な応急措置を行っていただくとともに、農地等の復旧を急げば、次期作付けに間に合う場合などは、**査定前着工制度の活用**を促進し、**農地等の復旧が早期に行われるように努める。**

査定前着工制度の概要

- 農地や水路等の復旧を急げば、次期作付けに間に合う場合などは、査定前着工制度を活用することが可能です。
- 査定前着工には応急仮工事と応急本工事があり、応急仮工事は事業実施主体の判断で実施する仮設的な工事です。応急本工事は事前に都道府県及び農政局と打合せが必要となりますが、土砂の撤去等については、事業実施主体の判断で復旧工事に着手可能です。



○応急仮工事の事例



仮設水路を設置し、用水を確保



仮設ポンプを設置し、用水を確保

○応急本工事の事例



農道や農地に堆積した土砂等の撤去



浸水した揚水機場の制御盤の部品を交換することによりポンプ機能を回復

出典: 査定前着工制度の活用について(農林水産省)

【計画への反映】

農林水産施設応急対策計画

新旧対照表(ページ番号)

一般計画編	14
震災対策計画編	11

2 京丹後市の防災施策を踏 まえた修正

(1)令和6年能登半島地震の検証
(内閣府)を踏まえた井戸の活
用

【背景】

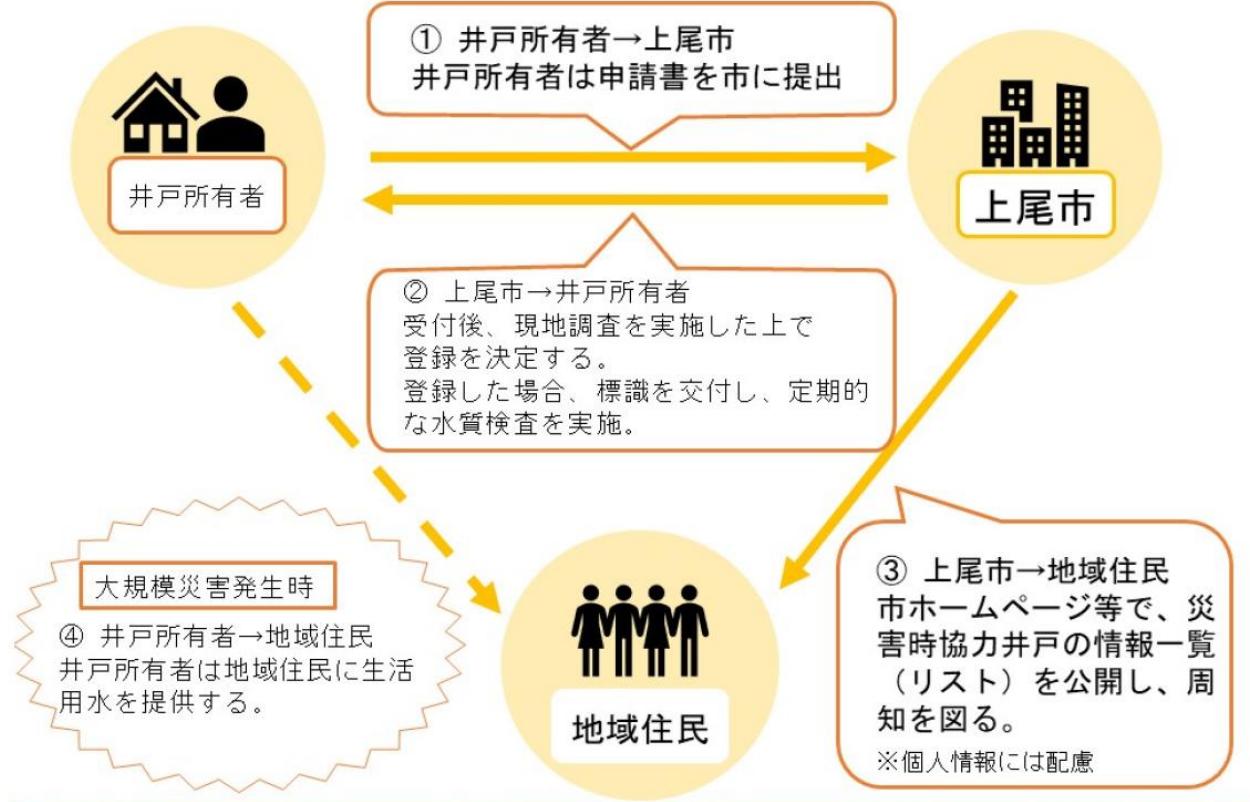
令和6年能登半島地震等では、生活用水として井戸水が貴重な水源となるなど、災害時には災害用井戸が活用され役立てられた事例が全国で多数報告されている。

また、災害時には水道管の損壊による断水により、飲料水、生活用（洗濯、シャワー、トイレ等）の水が長期に不足するおそれがあり、災害の井戸の活用は、非常に有効なことである。

【内容】

例えば、井戸水を提供できる井戸を登録し、登録した井戸の情報を市民等へ提供するなど井戸の活用を図り、災害時における生活用水の確保及び公衆衛生の維持を図る。

災害時協力井戸制度 イメージ図



出典：上尾市ホームページ

【計画への反映】 生活救援対策計画

新旧対照表（ページ番号）

一般計画編	15
震災対策計画編	12

